



# 熊本県公報

第 1 2 0 7 6 号  
平成 24 年 1 月 10 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 熊本県公共工事請負契約約款の一部改正…………… (監理課) 1
- 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部改正…………… ( // ) 1
- 熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部改正…………… ( // ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… ( // ) 2
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退…………… (高齢者支援課) 3
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定について…………… (くらしの安全推進課) 3
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 14
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 15
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… ( // ) 15
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( // ) 15
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 15
- 道路の位置指定の廃止…………… (建築課) 15
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 15
- 道路の区域変更…………… ( // ) 16
- 道路の区域変更…………… ( // ) 16
- 道路の区域変更…………… ( // ) 16
- 道路の区域変更…………… ( // ) 16
- 道路の供用開始…………… ( // ) 17
- 道路の供用開始…………… ( // ) 17
- 道路の供用開始…………… ( // ) 17
- 道路の供用開始…………… ( // ) 18
- 平成 23 年度第 2 回熊本県消費生活審議会の開催…………… (消費生活課) 18
- 土地改良区役員の変更及び就任…………… (農村計画課) 18
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 19
- 公共測量の実施…………… (監理課) 19
- 公共測量の実施…………… ( // ) 20
- 大野川水系河川整備基本方針の公表…………… (河川課) 20
- 松島有料道路料金徴収等業務委託に係る一般競争入札…………… (熊本県道路公社) 20
- 熊本県社会福祉審議会の開催…………… (熊本県社会福祉審議会) 21

## 告 示

**熊本県告示第 1 4 号**  
 熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。  
 平成 2 4 年 1 月 1 0 日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事請負契約約款の一部を改正する約款  
 熊本県公共工事請負契約約款（平成 2 3 年熊本県告示第 3 4 9 号の 1 4）の一部を次の  
 ように改正する。  
 第 4 4 条の 2 第 1 項第 4 号中「第 9 6 条の 3」を「第 9 6 条の 6」に改める。  
 附 則  
 この約款は、平成 2 4 年 1 月 1 0 日から施行する。

**熊本県告示第 1 5 号**  
 熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。  
 平成 2 4 年 1 月 1 0 日  
 熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共工事関係業務委託契約約款の一部を改正する約款  
 熊本県公共工事関係業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の15）の一  
 部を次のように改正する。  
 第43条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。  
 附 則  
 この約款は、平成24年1月10日から施行する。

**熊本県告示第16号**

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款を次のように定める。  
 平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公共建築設計業務委託契約約款の一部を改正する約款  
 熊本県公共建築設計業務委託契約約款（平成23年熊本県告示第349号の16）の一  
 部を次のように改正する。  
 第42条の2第1項第4号中「第96条の3」を「第96条の6」に改める。  
 附 則  
 この約款は、平成24年1月10日から施行する。

**熊本県告示第17号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林  
 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町永富字南山2484番1、2485番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字南山2484番1・2485番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第18号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林  
 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
 平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂貫字小田尾1688番、1692番から1694番まで、字六地藏1740番、1741番、1743番、1746番、1748番、字小田尾1636番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
 字六地藏1741番・1748番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。  
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**熊本県告示第19号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林

にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町坂本字平仁田1121番、1122番、1122番2、1125番から1129番まで、字水守1455番、1459番

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字平仁田1127番、1125番・字水守1455番・1459番1（以上3筆  
について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第20号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定による指定介護療養型医療施設の指定の辞退があったので、同法第115条の規定により公示する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定を辞退する日
合志第一病院 合志市御代志812-2	特別医療法人萬生会	平成23年12月31日

熊本県告示第21号

熊本県少年保護育成条例（昭和46年熊本県条例第30号）第7条第1項の規定により少年に有害な興行として平成23年12月26日次のように指定したので、同条第2項の規定により公示する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	女囚701号 さそり外伝（新東宝） 阿部定 ～最後の七日間～（新東宝） 愛人OL えぐり折檻（オーピー） 人妻旅行 しっとり乱れ貝（オーピー） 奴隷飼育 変態しゃぶり牝（オーピー） 痴漢電車 いい指・濡れ気分（オーピー） 神代弓子 ザ・本番ペッチェング（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第22号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 水俣市

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧の内（205-1-012）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市陣内1丁目

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 南福寺1-1(205-1-048-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市南福寺  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 南福寺1-2(205-1-048-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市南福寺  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 南福寺1-3(205-1-048-3)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市南福寺  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 南福寺1-4(205-1-048-4)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市南福寺  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 南福寺1-5(205-1-048-5)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市南福寺  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 次の図のとおり  
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地

- (7) ア 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 湯出前田-1 (205-1-049-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 湯出前田-2 (205-1-049-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 湯出前田-3 (205-1-049-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 大窪A (205-1-050)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 下向-1 (205-1-065-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 下向-2 (205-1-065-2)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
下向-3(205-1-065-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
村山(205-1-067)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市深川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
山上(205-1-083)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市久木野
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
流合(205-1-099)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
芦刈-1(205-1-100-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
芦刈-2(205-1-100-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
芦刈-3(205-1-100-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
下村-1(205-1-101-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
下村-2(205-1-101-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」とおり  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
下村-3(205-1-101-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
下村-4（205-1-101-4）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市薄原  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
赤林（205-1-102）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市薄原  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
湯出村上（205-1-103）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
木折（205-1-120）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
牧ノ内A（205-2-006）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市牧ノ内  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり



- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 牧ノ内B(205-2-007)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市牧ノ内  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 牧ノ内C-1(205-2-008-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市牧ノ内  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 牧ノ内C-2(205-2-008-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市牧ノ内  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 下向C-1(205-2-035-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市中鶴  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 下向C-2(205-2-035-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市中鶴  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)

- 下向 B (205-2-036)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 水俣市中鶴
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 桜野 B-1 (205-2-037-1)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 水俣市薄原
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 桜野 B-2 (205-2-037-2)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 水俣市薄原
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 今俣 B (205-2-039)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 水俣市深川
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 久木野 A (205-2-067)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 水俣市久木野
  - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
  - 次の図のとおり
  - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
  - 急傾斜地の崩壊
  - オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
  - 次の図のとおり
  - (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
  - (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
  - 薄原 E (205-2-092)
  - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
  - 水俣市薄原

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
湯出B-1(205-2-121-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
湯出B-2(205-2-121-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
湯出B-3(205-2-121-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
三本松A-1(205-2-123-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
三本松A-2(205-2-123-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
頭石D（205-2-127）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
深川F-1（205-3-010-1）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市深川  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
深川F-2（205-3-010-2）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市深川  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
深川G（205-3-013）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市深川  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
白岩B（205-3-014）  
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出  
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり  
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- 急傾斜地の崩壊  
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 招川内H(205-3-018)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市湯出  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 三本松B-1(205-3-019-1)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市湯出  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 三本松B-2(205-3-019-2)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市湯出  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 三本松C(205-3-020)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市湯出  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)  
 樋口B(205-3-022)  
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
 水俣市薄原  
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
 エ 次の図のとおり  
 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
 急傾斜地の崩壊  
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり  
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
薄原F（205-3-023）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市薄原
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
三本松（205-3-024）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
三本松D（205-3-025）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）  
三本松E（205-3-026）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地  
水俣市湯出
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示  
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策  
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項  
次の図のとおり  
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び芦北地  
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サー  
ビス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
みどりの里居宅療養管理指導事業 所 阿蘇郡小国町宮原425番地の5	医療法人社団大徳会	平成24年1月1日

**熊本県告示第24号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防居宅療養管理指導）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
みどりの里居宅療養管理指導事業所 阿蘇郡小国町宮原425番地の5	医療法人社団大徳会	平成24年1月1日

**熊本県告示第25号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター水俣 水俣市長野町11番114号1階	株式会社ニチイ学館	平成24年1月1日

**熊本県告示第26号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ニチイケアセンター水俣 水俣市長野町11番114号1階	株式会社ニチイ学館	平成24年1月1日

**熊本県告示第27号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	熊本高森線	熊本市上代七丁目 2482番1地先から 同市野中三丁目 623番1地先まで	前	19.9 ～ 21.8	985.0	やさ道交1地 (歩道整備)
			後	21.0 ～ 22.0		

2 区域を変更する期日 平成24年1月10日

**熊本県告示第28号**

昭和45年7月2日熊本県告示第459号（道路位置の指定）は、廃止する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県告示第29号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路

の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字小長野 260番2地先から 同所 253番1地先まで	前	5.1 ～ 22.0	140.0	単道改築に伴う 拡幅)
			後	7.7 ～ 25.2		

2 区域を変更する期日 平成24年1月10日

熊本県告示第30号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	遠原渡線	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字鶴鹿倉 737番地先から 同村大字三ヶ浦丙字上ノ久保 749番地先まで	前	4.8 ～ 8.6	154.3	単道改築に伴う 拡幅)
			後	7.1 ～ 13.3		

2 区域を変更する期日 平成24年1月10日

熊本県告示第31号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	人吉市中神町字小柿字古屋敷 1217番1地先から 同市中神町字大柿字湯ノ谷 1169番50地先まで	前	7.9 ～ 23.0	180.0	単道改築に伴う 拡幅)
			後	10.5 ～ 34.7		

2 区域を変更する期日 平成24年1月10日

熊本県告示第32号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。



平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東 間下線	人吉市東間上町字中村 3355番地先から 同所 3363番4地先まで	前	22.1 ～ 40.7	50.0	廃道
			後	22.1 ～ 36.1		

2 区域を変更する期日 平成24年1月10日

**熊本県告示第33号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	竈門菰田山 鹿線	山鹿市椿井字尾崎 529番1地先から 同市椿井字坂本 292番1地先まで	460.0	一括道路（改築に伴う拡幅、バイパス）

2 供用を開始する期日 平成24年1月10日

**熊本県告示第34号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	有明倉岳線	天草市有明町楠甫字木場 213番1地先から 同所 418番3地先まで	103.7	単道改（改築に伴う拡幅）

2 供用を開始する期日 平成24年1月10日

**熊本県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考

主要地方道	本渡荅北線	天草市本渡町本戸馬場字園田 890番1地先から 同所 870番5地先まで	21.2	活基総街（改築に伴う拡幅）
-------	-------	---	------	---------------

2 供用を開始する期日 平成24年1月10日

**熊本県告示第36号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成24年1月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	三本松甲佐線	下益城郡美里町畝野 1085番1C地先から 同所 1091番26地先まで	85.0	単道改築に伴う拡幅

2 供用を開始する期日 平成24年1月10日

**公 告**

**熊本県公告第2号**

第2回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開催日時  
平成24年2月2日（木）午後3時
- 開催場所  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県庁本館5階審議会室
- 議事概要  
(1) 消費者基本計画策定検討部会の設置について  
(2) 消費者基本計画策定検討部会委員の指名について
- 傍聴者の定員  
10人
- 傍聴手続  
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。  
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問合せ先  
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画・事業者指導班（熊本県消費生活審議会事務局）  
(電話 096-333-2291)

**熊本県公告第3号**

八代市に事務所を置く八の字土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏名	住 所
退任 理事 就任	福田 満広	八代市南平和町116番地

理事	宮原 義光	八代市南平和町26番地
----	-------	-------------

熊本県公告第4号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
フレイン高森店（現在店舗面積千平方メートル以下で営業中）  
阿蘇郡高森町高森2216番地
- 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社熊本フレイン 代表取締役 下田英隆	阿蘇郡小国町大字宮原1777番地の1

- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
有限会社ウィル 代表取締役 下田保恵	大分県竹田市大字拝田原201番地2

- 大規模小売店舗の新設をする日  
平成24年6月30日（開店希望日）
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,980平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
建物北側 97台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
建物北側 14台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
建物南側 75平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
保管庫（1） 建物南側 9.8立方メートル  
保管庫（2） 建物南側 14.4立方メートル  
保管庫（3） 建物南西側 4.2立方メートル 合計28.4立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
二者とも 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
  - 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
  - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
3箇所 店舗敷地の北側2箇所及び東側
  - 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 届出年月日  
平成23年12月19日
- 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び阿蘇地域振興局総務部総務振興課  
平成24年1月10日から平成24年5月10日まで

熊本県公告第5号

公共測量を実施するので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
公共測量（県営九番地区経営体育成基盤整備事業確定測量）	平成23年10月12日から 平成24年 2月17日まで	玉名市横島町横島地内

熊本県公告第6号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、城南町中央土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第14条第3項の規定により公告する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（区画整理に伴う出来形確認測量）	平成23年12月19日から 平成24年3月26日まで	熊本市城南町大字今吉野字上中須の全部、同町大字今吉野字東原、字中原、字西原の各一部、同町大字宮地字鬼熊、字宮本、字新御堂、字溝口の各一部、同町大字舞原字今原の一部、同町大字隈庄字松ノ平の一部

熊本県公告第7号

次の河川に係る河川整備基本方針を定めたので、河川法（昭和39年法律第167号）第16条第5項の規定により、次のとおり公表する。  
平成24年1月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 河川名 二級河川大野川
- 河川整備基本方針の公表場所  
熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県宇城地域振興局土木部工務課
- 公表する日  
平成24年1月10日

登載依頼

熊本県道路公社告示第1号

次のとおり一般競争入札に付する。  
平成24年1月10日

熊本県道路公社理事長 渡邊俊二

- 一般競争入札に付する事項
  - 業務名 松島有料道路料金徴収等業務委託
  - 業務内容 松島有料道路における料金徴収業務及び松島有料道路から松島有明道路までのパトロール等交通管理業務
  - 委託期間 平成24年4月1日から平成27年3月31日まで
- 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 

次の（1）から（5）までに掲げる条件をすべて満たす者であること。

  - 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
  - 国税及び熊本県税の納税を怠っていない者
  - 経営状態が健全であると認められる者
  - 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者
  - 次のいずれかに該当する者で、料金徴収業務の管理・監督の経験が過去に通算して1年以上ある現場代理人を管理事務所に専任で配置でき、かつ、
    - 九州地域内（沖縄県を除く。）に本社、支店又は営業所を有し、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく他の会社又は地方道路公社等の有料道路若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）に基づく有料道路において過去5年間に2年以上の料金徴収業務経験を有する者
    - 熊本県内に本社、支店若しくは営業所を有し、駐車場法（昭和32年法律第106号）第12条の規定に基づき都道府県知事届出をした駐車場で、単位時間制により料金を徴収する駐車システムを採用する者（無人駐車機器等によるものを除く。）又は海上運送法（昭和24年法律第187号）第3条の規定に基づき一般旅客定期航路事業に係る国土交通大臣の許可を受けフェリー事業を営む者（海上運送法第2条第10項に規定する自動車航送業務を事業に含む者に

- 限る。)のうち、次の全ての条件を満たす者(これらの者から過去5年間に2年以上の料金徴収業務を受託している者を含む。)
- ア 常勤職員 10名以上
  - イ 取扱台数 1日当たり500台以上(過去2年間における最大取扱台数)
  - ウ 営業年数 5年以上
  - エ 資本金等 500万円以上
- 3 一般競争入札参加資格を得るための申込み方法及び時期
- (1) 申込みの方法  
道路公社が指定する一般競争入札参加資格審査申請書に關係書類を添付のうえ、直接又は簡易書留郵便により提出するものとする。  
なお、提出した申込書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 申込書類の入手及び提出の場所並びに申込等に関する問い合わせ先  
熊本県道路公社松島道路管理事務所  
郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4  
電話番号 0969-28-3331
- (3) 申込等書類の受付期間  
平成24年1月10日から平成24年1月31日までの日のそれぞれの日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- (4) 一般競争入札参加資格の有効期限  
資格確認の結果を通知した日から平成24年3月31日までとする。
- (5) 一般競争入札参加資格審査の結果通知  
参加資格確認の結果は、資格審査結果通知書により、平成24年2月14日までに  
行う。
- 4 契約条項を示す場所等
- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
熊本県道路公社松島道路管理事務所  
郵便番号 861-6102 上天草市松島町合津5964-4  
電話番号 0969-28-3331
- (2) 入札説明書の交付
- ① 入札に参加するために必要な關係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
  - ② 交付期間は、平成24年2月14日から平成24年2月27日までの日のそれぞれの日(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律による休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
- 5 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 平成24年2月28日(火) 午後1時30分
- (2) 場所 上天草市松島町合津5964-4 熊本県道路公社松島道路管理事務所
- (3) その他  
競争入札の執行に当たっては、熊本県道路公社理事長が競争入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写しを持参すること。
- 6 入札書の記載方法等
- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県道路公社競争契約入札心得(熊本県競争契約入札心得を準用する。)の規定による。
- (3) 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- (4) 入札書は、5の(2)記載の入札場所に持参すること。
- 7 その他
- (1) 入札保証金 入札説明書による。
  - (2) 契約保証金 入札説明書による。
  - (3) 最低制限価格 有
  - (4) 入札の無効  
入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
  - (5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
  - (6) その他詳細は、入札説明書による。

平成24年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 日時  
平成24年1月17日（火）午後1時10分から
- 2 場所  
熊本県庁新館2階 多目的A V会議室（熊本市水前寺六丁目18番1号）
- 3 議題
  - (1) 委員長の選出
  - (2) 専門分科会等に属すべき委員の指名
  - (3) 専門分科会等の開催状況等について
    - ① 地域福祉の推進について
    - ② 児童福祉の推進について
    - ③ 高齢者福祉の推進について
    - ④ 障がい福祉の推進について
  - (4) 地方分権改革に伴う社会福祉施設等の基準条例の策定について
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続  
審議会会議は、原則公開とし、傍聴手続の概要は次のとおりとする。ただし、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至ったときは、会議を非公開とすることもある。
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
熊本市水前寺六丁目18番1号  
熊本県社会福祉審議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課内）  
（電話096-333-2193）